

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	税法上認められている本人確認書類の範囲の拡大				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>運転経歴証明書及び療育手帳について、特定口座の開設時等に提示が求められている本人確認書類の範囲に追加すること</p> <table border="1" data-bbox="874 943 1489 1032"> <tr> <td data-bbox="874 943 1219 1032">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 943 1489 1032">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、特定口座の利便性向上・事務手続の簡素化に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定口座の開設時等に提示が求められている本人確認書類の範囲は、税法に限定列挙されている。 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法という。）施行規則の一部改正が予定されており（平成 24 年 4 月）、これにより運転経歴証明書について犯収法施行規則上の本人確認書類として明示的に規定することを予定している。 また、療育手帳については、現在犯収法等において本人確認書類として明示されているにもかかわらず、税法上には規定されていない。 個人投資家の利便性向上を図る観点から、運転経歴証明書及び療育手帳について税法上の本人確認書類の範囲に追加する措置を講ずるものである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 （参考：個人株主数の推移）
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,591万人（平成22年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成22年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、特定口座開設時の告知等の負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、個人投資家の利便性向上に資する簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>	